

新時代の刑事司法制度特別部会における期日外視察の概要

(科学警察研究所，東京拘置所，弁護士法人北千住パブリック法律事務所)

第1 視察日程

平成23年12月19日 午後0時45分から午後6時30分まで(1班)

同月21日 午後0時40分から午後6時20分まで(2班)

第2 視察先

- 1 科学警察研究所
 - 業務説明
 - 犯罪者プロファイリング
 - DNA型鑑定及び指紋鑑識
 - 顔画像鑑定
 - 覚醒剤微量成分鑑定
- 2 東京拘置所
 - 業務説明
 - 所内施設
- 3 弁護士法人北千住パブリック法律事務所
 - 業務説明
 - 所属弁護士が扱った刑事事件の説明

第3 視察結果

別紙1記載のとおり。

※ 視察結果は，事務局において概要として取りまとめたものであり，視察内容や視察時の説明・質疑応答内容の全てを記載したものではない。

第4 参加委員等

別紙2記載のとおり。

視察結果（概要）

第1 科学警察研究所における視察結果

1 業務説明

(1) 説明の概要

総務課長から、科学警察研究所の業務概要に関する説明を受けた。

(2) 説明要旨

- 警察庁の附属機関である科学警察研究所は、犯罪科学に関する総合的な研究機関であり、主として、科学捜査についての研究・開発、都道府県警察等から鑑定嘱託を受けた案件についての鑑定・検査、各都道府県警察の鑑定技術職員に対する研修・指導等の業務を行っている。

2 犯罪者プロファイリング

(1) 説明の概要

捜査支援研究室長から、犯罪者プロファイリングの概要及び活用方法等に関する説明を受けた。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- 犯罪者プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性の推定や次回の犯行の予測、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定を行うものである。
- 犯罪者プロファイリングは、捜査対象地域や捜査対象者の絞込み要因を提示するものであり、その結果から直ちに被疑者を特定できるものではなく、被疑者を特定して検挙するためには、防犯カメラの映像などの更なる情報や現場での捜査が必要となる。

3 DNA型鑑定及び指紋鑑識

(1) DNA型鑑定

ア 視察の状況

警察庁刑事局DNA型鑑識官から、DNA型鑑定の概要等に関する説明を受けるとともに、DNA型鑑定を行う機器等を見分した。

イ 説明及び質疑応答要旨

- 現在警察で行っているDNA型鑑定は、DNAのうち、身体的特徴や病気に関する情報を含まない15の座位（場所）における特徴的な塩基

配列の繰り返しの回数を数値化してDNA型とし、これを分析することで個人を識別する鑑定方法である。

- 日本人で最も出現頻度が高いDNA型の組み合わせの場合で、計算上約4.7兆人に1人という確率で個人識別を行うことが可能である。
- 具体的な鑑定作業は、鑑定資料からDNAを抽出し、対象座位のみをPCR法により増幅した上、これを電気泳動させて各座位の型を検出するというものである。
- 鑑定資料の取り違えを防止するため、資料は全てバーコードで管理するとともに、資料をダブルルートで検査し、それぞれの結果が不一致とならないかを確認している。

(2) 指紋鑑識

ア 説明の概要

警察庁刑事局犯罪鑑識官付課長補佐から、指紋鑑識の概要等について説明を受けた。

イ 説明及び質疑応答要旨

- 指が物体に触れることで当該物体に指紋が遺留されるが、粉末をかけたり薬品で化学反応を起こさせることでこれを顕出させ、転写又は写真撮影により採取し、遺留指紋と被疑者指紋の特徴点を比較対照することでその同一性を鑑定する。
- 同一指紋と判断するためには、少なくとも12の特徴点が一致することが必要である。
- 指が物体に触れたとしても、指の状態や物体の形状等によっては指紋が十分に遺留されないこともあるし、また、指紋を採取できたとしても、その状態等によっては対照できない場合も少なくない。

4 顔画像鑑定

(1) 視察の状況

生物第二研究室長から、三次元顔画像識別システムを用いた顔画像鑑定の概要について説明を受けるとともに、顔画像鑑定の模擬実演を見分した。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- 防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と、別に撮影した被疑者の三次元顔画像とを照合し、その同一性を識別するという顔画像鑑定を行っている。
- 防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像は、撮影の角度が様々であるた

- め、被疑者の顔面の三次元画像を撮影し、その角度や大きさ、濃淡を調整するなどして重ね合わせ、両者の同一性を識別している。
- 防犯カメラ等で撮影された画像には、画質が悪いものも存在するため、画質の程度によっては、そもそも鑑定を実施できない場合もある。

5 覚醒剤微量成分鑑定

(1) 視察の状況

化学第一研究室長及び同室主任研究官から、覚醒剤微量成分鑑定の概要について説明を受けたほか、分析に用いる装置（ガスクロマトグラフ）を見分した。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- ガスクロマトグラフを用いた覚醒剤微量成分鑑定により、覚醒剤に含まれる副生成物の種類や量等を分析することができ、これにより、別々に発見・押収された覚醒剤相互の関係、覚醒剤の流通ルート、覚醒剤の供給源等を明らかにするために有益な情報を得ることができる。
- 都道府県警察の科学捜査研究所にも、より小型のガスクロマトグラフが配備されており、当該物質が覚醒剤であるか否かを判定することができる。

第2 東京拘置所における視察結果

1 視察の状況

東京拘置所長から、東京拘置所の業務等に関する説明を受けるとともに、所内施設（公判出廷準備室、調所、診察室等、居室、面会室、取調室、運動場）を視察した。

2 説明及び質疑応答要旨

- 東京拘置所は、東京都23区内の被疑者・被告人及び関東甲信越静1都10県の控訴・上告被告人等を収容する刑事施設である。
- 東京拘置所は病院指定を受けており、診察室や病床（72床）を有するほか、X線撮影、CTスキャナー等の設備も備えている。
- 居室内で利用する寝具や日用品等は貸与又は支給されているが、私物の使用・保管も一定程度許されているほか、被告人については、別途、裁判資料を保管することができる。
- 面会室には、法テラス東京又は東京地検とテレビ電話を行うことのできる機材が設置されており、被疑者・被告人は、これを利用して弁護人と打合せを行うこともできる。

- 被収容者は、平日は、1日当たり30分間以上、運動場で運動をすることができる。

第3 北千住パブリック法律事務所における視察結果

1 業務説明等

(1) 説明等の概要

北千住パブリック法律事務所の所内施設を視察したほか、前所長から、同事務所の業務概要や設立目的等に関する説明を受けた。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- 北千住パブリック法律事務所は、東京弁護士会が設置している公設事務所の一つであり、2004年4月に設立された。同事務所は、刑事対応型事務所として刑事弁護に力を入れているが、刑事事件のみを専門としているのではなく、民事事件も扱っている。
- 北千住パブリック法律事務所を設立した目的は、①裁判員裁判及び被疑者国選弁護の実施を控えての刑事弁護活動の充実、②法律扶助事件・少額事件など市民の要求に応じた事件への取組、③弁護士過疎地域への弁護士派遣、④法科大学院臨床教育の実施、の4点にある。
- 具体的な活動としては、国選弁護事件を始めとした刑事事件を積極的に受任し、法律相談センター・法律扶助相談業務を積極的に受け入れるとともに、他県の法テラス等に弁護士を派遣しているほか、法科大学院生の刑事弁護夏期研修を受け入れるなどしている。

2 所属弁護士が扱った刑事事件の説明

(1) 説明の概要

北千住パブリック法律事務所に所属する弁護士2名から、同事務所所属弁護士が扱った具体的な刑事事件に関する説明を受けた。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- 殺人罪で起訴された事件（殺意を否認し、正当防衛を主張）の公判で、被告人が捜査段階での取調べで作成した、殺意を認める内容の書面の信用性が争点となったが、高齢の被告人にとっては難しい表現で記述されている点や、重要部分に誤記が散見されること等が理由で信用性が否定され、結果として殺意が認定されず、傷害致死罪の成立が認定されるにとどまった。判決後、取調べ状況を見ることができれば結論が違っていたかもしれない旨感想を述べる裁判員もいたため、真実発見のためにも、被疑者取調

べの全過程の録画が必要と考える。

- 捜査官が取調べで不当な言動をすることは珍しくないところ，こうした不当な言動は，①被疑者の尊厳を侵害する内容の言動，②被疑者の黙秘権を侵害する内容の言動，③被疑者と弁護人の信頼関係を破壊する内容の言動，の3つに分類することができ，北千住パブリック法律事務所に所属する弁護士が扱った事件の中にも，これら各類型に当てはまるような事例が複数存在した。不当な取調べを抑制し，取調べ状況に関する水掛け論的な争いをなくすためにも，被疑者取調べの全過程可視化が必要と考える。

参加委員等

1 1班（12月19日実施）

(1) 委員

植村委員，小野委員，川端委員，後藤委員，但木委員，龍岡委員，松木委員，
宮崎委員，村木委員，安岡委員，山口委員

(2) 幹事

宇藤幹事，北川幹事，吉川幹事，小坂井幹事，坂口幹事，神幹事

2 2班（12月21日実施）

(1) 委員

本田部会長，青木委員，稻田委員，井上委員，岩井委員，大久保委員，大野
委員，神津委員，周防委員

(2) 幹事

上富幹事，甲斐幹事，加藤幹事，吉川幹事，島根幹事，露木幹事，藤本幹事

(3) 関係官

林関係官